

ISガス・契約に関するお問い合わせ

ガスの開栓や閉栓・契約・請求についてはこちらまでお問い合わせください。

📞 **ブロードネットワークス サポートセンター**

TEL.06-7777-2415 受付時間10:00~19:00
(土日祝、年末年始、長期休暇を除く)

🖥️ **ブロードネットワークス サポートWEB**

https://broad-networks.jp ※契約内容の確認にはマイページへのログインが必要です。

※入居日(ご利用開始日)が変更になった場合や、利用をキャンセルされる場合は、必ずご連絡頂けるようお願いいたします。
ご連絡頂けない場合、需給契約が開始となり費用が発生する場合がございます。

※退去時は必ずご連絡を頂けるようお願いいたします。退去のご連絡を頂けていない場合、同住所でガスの利用がなされた場合はガス料金の請求が発生する場合がございます。

※ご利用開始までに、料金の振替口座またはクレジットカードのご登録をお願いいたします。

設備に関するお問い合わせ

📞 **ガス漏れに関するお問合せ**

●東京ガスエリア：東京ガス ガス漏れ通報専用電話(24時間無休)

【ナビダイヤル】0570-00-2299

【ナビダイヤルをご使用になれない場合】03-6735-8899

【東京ガス佐倉支社】043-483-2280(佐倉市・成田市・八千代市・千葉市・四街道市・富里市・酒々井町・芝山町・多古町)

【東京ガスつくば支社】029-848-5151(つくば市・つくばみらい市)

●大阪ガスエリア：大阪ガス ガス漏れ通報専用電話(24時間無休)

【大阪導管部】0120-0-19424(大阪市)

【南部導管部】0120-3-19424(大阪市以外の大阪府南部・和歌山県)

【北東導管部】0120-5-19424(大阪市以外の大阪府北部・奈良県・京都府の一部地域)

【兵庫導管部】0120-7-19424(兵庫県・大阪府および岡山県の一部地域)

【京滋導管部】0120-8-19424(京都府・滋賀県)

●東邦ガスエリア：東邦ガス 緊急保安センター(24時間無休)

【愛知県】052-872-9238 【岐阜県】058-272-0088 【三重県】059-224-0225

📞 **ガス機器の故障・ガス工事(内管等)に関するお問合せ**

●東京ガスエリア：東京ガスお客さまセンター

03-6838-9011(月~土曜日:9:00~19:00、日祝:9:00~17:00)

●大阪ガスエリア：大阪ガス

0120-544-209(月~土曜日:9:00~19:00、日祝:9:00~17:00)

●東邦ガスエリア：東邦ガス サービス・センター

052-889-2828(平日9:00~17:00) 又は下記URLよりお近くの営業所までお電話下さい。

<https://www.tohogas.co.jp/location/contact/eigyosho/index.html>

※本サービス内容及び提供条件は、サービス改善などのため予告なく変更する場合があります。

ISE_Lcd_lpe01_isg_v210329

2020年2月25日作成
2020年6月8日改定
2020年6月19日改定
2020年7月18日改定
2021年3月29日改定

⚠️ よくお読みください

ISガス

スタンダードプラン

サポートプラン

重要事項説明書

本重要事項説明書(以下、「本書」といいます)は、お客様とISエナジー株式会社(以下、「当社」といいます。)が締結したガス需給契約および付帯サービスに関する契約(以下、「本契約」といいます。)についての、ガス事業法および特定商取引法に基づく書面となりますので必ずご確認をいただけますようお願いいたします。また、本書はブロードネットワークス会員規約の一部を構成するものとし、ブロードネットワークス会員規約およびISガス需給約款、お申込みいただいたサービスに合わせてその他の約款や規約(以下、総称して「約款等」といいます。)をご確認・ご承諾の上でお申込み下さい。



お客様サポートWEB **https://broad-networks.jp**

ブロードネットワークス サポートセンター **06-7777-2415** 受付時間10:00~19:00(土日祝、年末年始、長期休暇を除く)
※ 通話料金がかかります。

BROAD NETWORKS

1. ガスの供給主体

- 当社は、一般ガス導管事業者が東京瓦斯株式会社または大阪瓦斯株式会社である地域(以下それぞれ、「東京ガスエリア」、「大阪ガスエリア」といいます。)についてはガス小売事業者である株式会社グローバルエンジニアリング(登録番号：A0076)との取次委託契約にもとづき、一般ガス導管事業者が東邦瓦斯株式会社である地域(以下、「東邦ガスエリア」といいます)についてはガス小売事業者である株式会社サイサン(登録番号：A0023)との取次委託契約にもとづき、都市ガスを供給します(以下、お客様の需要場所でガスの供給を行うガス小売事業者を「本ガス小売事業者」、本書においてはお客様の需要場所を供給区域とする一般ガス導管事業者を指して特に「一般ガス導管事業者」といいます。)。当社は取次事業者としてお客様と本契約を締結しますが、実際のガスの供給は本ガス小売事業者により行われます。
- 当社は、東京ガスエリア、大阪ガスエリア、東邦ガスエリアの各エリアの全ての地域でお客様とガス需給契約を行えることを保証するものではありません。

2. 料金について

- ISガス「ベーシックプラン」および「サポートプラン」(以下、付帯のコンテンツサービス等を含めて「本サービス」といいます。)の月額料金は下に定める従量料金単価にガスの使用量を乗じた額と、ガス使用量に応じた基本料金を合算したものとします。ただし、平均原料価格の低落や高騰に応じて、原料費調整制度を導入する場合がありますものとし、お客様は事前にそれを了承するものとします。当社は、原料費調整制度を導入する場合、その旨をお客様に事前に通知するものとします。

料金計算：基本料金 + 従量料金単価 × 1か月のガス使用量(m³)

※小数点以下の端数は切り捨てとなります。

■東京ガスエリア

1か月の ガス使用量	基本料金(円/月)		従量料金単価 (円/m ³)
	スタンダード	サポート	
0m ³ ~20m ³	税抜690円(税込759円)	税抜1,190円(税込1,309円)	税抜130.78円(税込143.86円)
21m ³ ~80m ³	税抜960円(税込1,056円)	税抜1,460円(税込1,606円)	税抜117.41円(税込129.15円)
81m ³ ~200m ³	税抜1,120円(税込1,232円)	税抜1,620円(税込1,782円)	税抜115.43円(税込126.97円)
201m ³ ~500m ³	税抜1,720円(税込1,892円)	税抜2,220円(税込2,442円)	税抜112.46円(税込123.71円)
501m ³ ~800m ³	税抜5,720円(税込6,292円)	税抜6,220円(税込6,842円)	税抜104.54円(税込114.99円)
801m ³ ~	税抜11,320円(税込12,452円)	税抜11,820円(税込13,002円)	税抜97.61円(税込107.37円)

■東邦ガスエリア

1か月の ガス使用量	基本料金(円/月)		従量料金単価 (円/m ³)
	スタンダード	サポート	
0m ³ ~20m ³	税抜690円(税込759円)	税抜1,190円(税込1,309円)	税抜189.47円(税込208.42円)
21m ³ ~50m ³	税抜1,444.44円(税込1,588.88円)	税抜1,944.44円(税込2,138.88円)	税抜152.13円(税込167.34円)
51m ³ ~100m ³	税抜1,666.66円(税込1,833.33円)	税抜2,166.66円(税込2,383.33円)	税抜147.73円(税込162.50円)
101m ³ ~250m ³	税抜1,888.88円(税込2,077.77円)	税抜2,388.88円(税込2,627.77円)	税抜145.53円(税込160.08円)
251m ³ ~500m ³	税抜2,407.40円(税込2,648.14円)	税抜2,907.40円(税込3,198.14円)	税抜143.47円(税込157.82円)
501m ³ ~	税抜6,463.00円(税込7,109.30円)	税抜6,963.00円(税込7,659.30円)	税抜135.44円(税込148.98円)

- ガスの使用量は、一般ガス導管事業者が検針したガス使用量に基づき、当社が定める料金表にて計算します。
- ガス料金以外に、お客様の契約内容やお支払い状況に応じて決済手数料や付帯のコンテンツサービス、その他の費用が加算されます。詳しくは本書および約款等をご確認下さい。
- 料金改定については、料金改定の実施日までにWEBページ(<https://broad-networks.jp>)に一定期間掲載する方法、電子的方法、または書面にて通知するものとします。

3. 契約の成立、供給の開始および契約期間について

- 当社は、WEBフォーム、申込書、電話により、申込みを受け付けます。
- 本契約は、お客様からお申込みの意思表示を頂き、これに対して当社が承諾の意思表示を行ったときに成立いたします。ただし、当社は、法令・ガスの供給状況・供給設備の状況・一般ガス導管事業者の都合・当社の与信基準等により、本契約の申込みを承諾できない場合があります。
- 本契約の申込みの承諾後に、法令・ガスの供給状況・供給設備の状況・当社の与信基準等が申込みを承諾する条件を満たさないことが判明した場合には当社は契約を取り消すことができるものとし、当社は当該取り消しによる一切の責任を負わないものとします。
- 本契約のお申込みを頂いた後、当社が別途通知する日が供給開始日となります。原則として、一般ガス導管事業者が手続きを完了し、当社がお客様からの本契約の申込みを承諾した後に供給の開始となります。ただし、お申込み以前からガスを使用されている場合は、遡って実際の使用開始日が供給開始日となります。なお、一般ガス導管事業者所定の手続きが完了しない場合にはガスの供給は開始されません。この場合、当社は契約を取り消すことができるものとし、当社は当該取り消しによる一切の責任を負わないものとします。
- 本契約の申込後、お客様から本契約の取り消しまたは供給開始日の変更(立会時間の変更を含む)を行う場合には、供給開始日の7営業日前の14時まで、当社に対してお申し出を頂くものとします。ただし、当社は、同時間内の申し出であったとしても、希望の供給開始日および立会時間に変更できることを保証するものではありません。
- 引越し等によって本サービスを利用する場所が変更となる場合は、お客様から引越し先での供給開始希望日を確認し、一般ガス導管事業者の都合等のやむを得ない場合を除き、当該の供給開始希望日に引越し先でのガスの供給を開始いたします。
- 当社は、あらかじめ定めた供給開始日にガスを供給できないことが明らかになった場合には、その理由を速やかにお知らせし、あらかじめ定めた供給開始日以外で供給が開始できる場合には新たに供給開始日を定めてガスを供給いたします。
- 本サービスの契約期間は、契約の効力発生日を基準として、供給開始日の含まれる月を1か月目として12か月目の末日までです。お客様または当社から更新日の1か月前までに申し出がない場合、同一条件で以降1年間毎に自動更新されるものとします。

4. 使用量の計測および料金算定の方法

【使用量の計測】

ガスの使用量の計測は、一般ガス導管事業者により行われる検針によるものとします。計測されたガス使用量はマイページ上にてお客様に通知いたします。

【料金算定方法】

- 料金は、お客様の使用したガスの使用量に基づき、需給契約ごとに契約種別の料金を適用して算定いたします。
- 料金は、次の場合を除き、料金の前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間を算定期間として、「1月」として算定いたします。

イ ガスの供給を開始し、または需給契約が消滅した場合

ロ 契約種別、契約内容等を変更したことにより料金に変更があった場合

- ガスの供給開始時における料金の算定期間は供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とします。
- 本契約の消滅時における料金の算定期間は、直前の検針日から消滅日の前日までの期間といたします。
- ロに該当する変更があった場合、直前の検針日から変更した前日までと、変更した日から直後の検針日とに分割して算定期間とします。
- 料金の支払義務は原則としてガスを利用した時点で発生するものとします。

5. 供給ガスについて

・本ガス小売事業者の供給するガスは燃焼性によって類別されており、13A のガス器具が適合いたします。

[熱量] 最低熱量：44 メガジュール 標準熱量：45 メガジュール

[圧力] 最高圧力：2.5 キロパスカル 最低圧力：1.0 キロパスカル

[燃焼性] 供給ガスの属するガスグループ：13A

最高燃焼速度：47 最低燃焼速度：35

最高ウォッベ指数：57.8 最低ウォッベ指数：52.7

6. 24 時間緊急サポート

・IS ガス サポートプランを利用中のお客様は、コンテンツサービスである 24 時間緊急サポートの月額料金を無料で利用することができるものとします。お客様は 24 時間緊急サポートの利用においてはコンテンツサービス基本契約約款および 24 時間緊急サポート契約約款の内容に同意し、その定めに従うものとします。

・24 時間緊急サポートの利用には、事前にブロードネットワークスお客様マイページより、アカウント ID の発行が必要です。24 時間緊急サポートを利用する際の連絡先は、アカウント ID の発行後にブロードネットワークスお客様マイページより確認が可能です。

7. 契約・情報の取り扱いについて

・本契約に伴い、お客様は IS エナジー株式会社と株式会社インソムニアが共同して運営する「ブロードネットワークス」の会員となります。

・IS エナジー株式会社は、株式会社インソムニアと情報を共同して利用いたします。

[共同利用して利用する者の範囲] 株式会社インソムニア

[共同利用する目的] 契約状況の確認、信用情報の確認、利用料金、その他の費用等の請求、サービスの案内を行うため

[共同利用する個人情報の項目] 契約者氏名、担当者氏名、電話番号、メールアドレス、契約者生年月日、担当者生年月日、契約住所、サービスの契約情報、お支払方法、請求履歴、金融機関の口座番号、口座振替に関する情報、クレジットカード情報、与信情報、請求書および支払い用紙等の送付先住所、その他の決済サービスの登録情報および課金情報等

[共同利用して利用する個人情報の管理について責任を有する者の名称] 株式会社インソムニア

・契約内容の変更(引越しを含む)または解約(後記「契約解除(クーリングオフ)に関する事項」記載のクーリングオフは除く。)をご希望される場合には、当社問合せ先へお電話にてご連絡頂き、解約希望日の 5 営業日前までにお手続きを行って下さい。お客様の契約状況によって、解約にはお客様のお立合いが必要となり、お立合いがいただけない場合には解約の手続きが行えない場合がございます。

8. 料金等のお支払いについて

・料金は IS エナジー株式会社または株式会社インソムニアから請求となります。IS エナジー株式会社が本サービスに係る料金の債権を株式会社インソムニアに譲渡した場合には、株式会社インソムニアから請求が行われます。

・料金およびその他の費用は、次のいずれかの請求方法により、下記に定めた毎月の支払期日にお支払頂きます。

支払方法	支払期日	決済手数料
(1)クレジットカードによる支払い	当該クレジットカード会社の規定による	0円
(2)口座振替による支払い	利用翌月の23日または27日(土日祝の場合は翌営業日)	税抜200円(税込220円)
(3)請求書(後払い.com)による支払い	請求書面に記載の期日	税抜400円(税込440円)
(4)NTTファイナンスによる支払い	請求書面に記載の期日	税抜400円(税込440円)

※ただし、未納料金の請求等については上記の支払い期日や発送日と異なる場合があります。その場合には書面に記載の支払い期日をご確認下さい。

・上記に定める以外に、状況に応じて他の支払い方法を案内する場合があります。

・IS ガスの利用料金のご請求は、一般ガス導管事業者の検針スケジュールやその他の都合により、翌々月のご請求となる場合や 2 か月分の料金がまとめて請求される場合があります。

・料金の支払い方法は原則として (1) クレジットカードによる支払い又は (2) 口座振替による支払いによるものとし、その他の請求方法による請求は、クレジットカードおよび口座振替に係る決済情報の未登録や不備、料金未納時等において当社の判断によって行う場合に限りです。

・登録中の支払い方法が利用できない場合、その他の請求方法によって請求を行う場合があります。その場合、実際に請求を行った請求方法に準じて決済手数料がかかります。

・決済情報を登録された時期によって、一時的に支払い方法が請求書による支払いとなる場合があります。その場合、請求書による支払いの決済手数料がかかります。

・支払いが期日に行われず再請求となった場合、決済手数料に加えて再請求毎に税抜 400 円(税込 440 円)の再請求手数料が加算されます。

・再請求となった場合、当社の判断により登録されている請求方法を変更して請求する場合があります。その場合、当該の請求方法に準じた決済手数料がかかります。

・後払い .com による請求が行われる場合、後払い決済運営会社の株式会社キャッチボールより請求書が送られます。

・後払い .com による請求が行われる場合、株式会社キャッチボールはお客様が負担する代金をお客様の同意のもとお客様に替わり当社または株式会社インソムニアに立替払いします。

・後払い .com による請求の支払い期限を過ぎた場合、当社が定める再請求手数料に加えて、後払い .com による再請求毎に株式会社キャッチボールが定める再請求発行手数料 305 円(税込)がかかります。

・各支払い方法に応じて、与信および請求関連業務に必要な情報を、各支払方法を運営する企業に提供させていただきます。

・お客様が、支払い期日を経過してもなお料金その他の債務(延滞利息を除く)について支払われない場合は、延滞利息を申し受けます。延滞利息が発生する起算日は、お客様が指定された支払い方法に応じて、当社が定める支払い期日の翌日といたします。延滞利息は、起算日から支払いがなされた前日までの日数に応じて、年率 14.6%の割合で算定し、原則として延滞利息が発生した月の翌月の料金と合算して請求いたします。

・お客様がガス料金その他の債務について、当社の定める支払い期日を経過してなお支払わない場合には、お客様の氏名、住所、連絡先、お支払い状況等の情報を、本ガス小売事業者および他の小売ガス事業者等や一般ガス導管事業者、債権回収業者へ提供する場合があります。

・明細書はブロードネットワークス マイページ(<https://mypage.broad-networks.jp>)から無料でダウンロードが可能です。別途書面での明細書の発行が必要な場合、明細書発行手数料として税抜 300 円(税込 330 円)/ 通をお支払い頂きます。明細書発行手数料はその他の料金と合算して請求を行います。

9. 需要場所への立ち入りによる業務の実施

・お客様は、一般ガス導管事業者が次の業務を実施するため、または当社もしくは本ガス小売事業者が必要と認める業務を実施するためお客様の土地または建物に作業員等が立ち入らせていただくことがあることについて承諾するものとし、当該業務の実施に協力するものとします。

(1) ガスの供給を開始するための業務

(2) 供給施設の検査および消費機器の調査のための業務

(3) 供給施設の設計、工事または維持管理に関する業務

(4) ガスの供給を終了させるために必要な業務

(5) ガスの供給または使用の制限、中止もしくは停止または再開のための業務

(6) 検針、ガスメーター等の取替えの業務

(7) その他保安上必要な業務

10. 保安に対するお客様の協力

・お客様は、一般ガス導管事業者が次の業務を実施するため、または当社もしくは本ガス小売事業者が必要と認める業務を実施するためにお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあることについて承諾するものとし、当該業務の実施に協力するものとし、

- (1) お客様が、ガス漏れを感知したときは、直ちにメーターガス栓およびその他のガス栓を閉止して、一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (2) 当社、本ガス小売事業者または一般ガス導管事業者は、ガスの供給または使用が中断された場合、マイコンメーターの復帰操作をしていただく等、お客様に当社、本ガス小売事業者または一般ガス導管事業者がお知らせした方法で中断の解除のための操作をしていただくことがあります。供給または使用の状態が復旧しないときは、お客様は、(1)の場合に準じて一般ガス導管事業者に通知していただきます。
- (3) お客様は、12(供給施設等の保安責任)(3)および13(周知および調査義務)のお知らせを受けたときは、ガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の処置をとっていただきます。
- (4) 一般ガス導管事業者は、保安上必要と認める場合には、お客様の構内または建物内に設置した供給施設、ガス機器について、お客様に、修理、改造、移転もしくは特別の施設の設置を求め、または使用をお断りすることがあります。
- (5) お客様が供給施設を変更し、または供給施設もしくはガスの熱量等に影響を及ぼす施設を設置する場合、一般ガス導管事業者の承諾を得ていただきます。この場合、お客様は、当社に申し出ていただき、当社は本ガス小売事業者を通じて一般ガス導管事業者の承諾を得るものとし、
- (6) お客様は、一般ガス導管事業者が設置したガスメーター等については、検針および検査、取り替え等維持管理が常に容易な状態に保持していただきます。
- (7) 一般ガス導管事業者は、必要に応じてお客様の敷地内の供給施設の管理等について、お客様に協議を求めることがあります。

11. 供給の制限等

・お客様は、供給の制限等について次の事項を承諾するものとし、

- (1) 当社、本ガス小売事業者または一般ガス導管事業者は、次の場合には、ガスの供給を制限、停止もしくは中止し、またはお客様にガスの使用を制限、停止もしくは中止していただくことがあります。なお、当社が行うガスの供給の制限、停止または中止は、本ガス小売事業者を通じて行うものとし、
 - (ア) 災害等その他の不可抗力が生じた場合
 - (イ) ガス工作物に故障が生じた場合またはそのおそれがあると認めた場合
 - (ウ) ガス工作物(ガスメーター等を含みます。)の点検、修理、取替、その他工事施工のため必要がある場合
 - (エ) 法令の規定による場合
 - (オ) ガス漏れによる事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - (カ) ガスの不完全燃焼による事故の発生のおそれがあると認めた場合
 - (キ) 保安上またはガスの安定供給上必要がある場合
 - (ク) 9(需要場所への立入りによる業務の実施)に定める業務を実施するための需要場所への立入りをお客様が正当な理由なく拒む場合
 - (ケ) お客様が、ガス工作物を故意または過失により損傷または失われた場合
 - (コ) その他、一般ガス導管事業者のガス導管事業の適確な遂行に影響を与える事象が発生した場合または発生するおそれがあると認めた場合
 - (サ) その他、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款またはその他の関連する規定に違反し、一般ガス導管事業者がその旨を警告しても改めない場合
- (2) お客様が(1)に関する問い合わせ等を行う場合、当社に行うものとし、

12. 供給施設等の保安責任

・お客様は、供給施設等の保安責任について、次の事項を承諾するものとし、

- (1) 内管およびガス栓はお客様の所有とし、お客様の負担で設置していただきます。内管およびガス栓等、お客様の資産となるお客様等が所有または占有する土地と道路との境界線よりガス栓までの供給施設については、お客様の責任において管理していただきます。
- (2) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、(1)の供給施設について、検査および緊急時の応急の措置等の保安責任を負います。なお、一般ガス導管事業者の責めとなる理由以外によりお客様が損害をうけられたときは、一般ガス導管事業者は、賠償の責任を負いません。
- (3) 一般ガス導管事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、内管およびガス栓ならびに昇圧供給装置について、お客様の承諾を得て、検査します。なお、一般ガス導管事業者は、その検査結果を、すみやかにお知らせします。

13. 周知および調査義務

- ・当社および本ガス小売事業者は、お客様に対し、ガスの使用にともなう危険の発生を防止するため、ガス事業法令の定めるところにより、報道機関、印刷物、電子メールの送信、WEB ページ上に掲載する方法等を通じてお客様の閲覧に供する方法等により、必要な事項をお知らせいたします。
- ・当社および本ガス小売事業者は、ガス事業法令の定めるところにより、屋内に設置された不完全燃焼防止の付いていない風呂がま、湯沸かし器等のガス機器について、お客様の承諾を得て、ガス事業法令で定める技術上の基準に適合しているかどうかを調査いたします。その調査の結果、これらのガス機器がガス事業法令で定める技術上の基準に適合していない場合、当社および本ガス小売事業者は、お客様にガス事業法令に定める技術上の基準に適合するよう改修し、または使用を中止する等所要の措置およびその措置をとらなかつたときに生ずべき結果をお知らせいたします。
- ・当社および本ガス小売事業者は、前項の通知に係るガス機器について、ガス事業法令で定めるところにより、再び調査いたします。

14. お客様の責任

・お客様は、次の事項を承諾するものとし、

- (1) お客様は、13(周知および調査義務)により当社がお知らせした事項等を遵守して、ガスを適正かつ安全に使用していただきます。
- (2) お客様は、乾燥器、炉、ボイラー等保安上の取扱いに注意を要する特殊なガス機器を設置、もしくは撤去する場合またはこれらのガス機器の使用を開始する場合には、あらかじめ当社および本ガス小売事業者の承諾をえていただきます。
- (3) お客様は、圧縮ガス等を併用する場合など、当該ガスが逆流するおそれがある場合には、一般ガス導管事業者の指定する場所に一般ガス導管事業者が認めた安全装置を設置していただきます。この場合、安全装置はお客様の所有とし、その設置に要する費用をお客様に負担していただきます。
- (4) お客様は、昇圧供給装置を使用する場合には、IS ガス需給約款に定める条件を満たすものにガスを昇圧して供給することのみに使用していただきます。
 - (ア) お客様は、一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - (イ) 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならないこと
 - (ウ) 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること
- (5) お客様は、ガス事業法第 62 条にもとづき、所有および占有するガス工作物に関して、次の事項について遵守していただきます。
 - (ア) お客様は、一般ガス導管事業者の保安業務に協力するよう努めなければならないこと
 - (イ) 仮に技術基準不適合により改修等の命令が経済産業大臣から発出された場合には、お客様は、保安業務に協力しなければならないこと
 - (ウ) 改修等の命令が発出されたにもかかわらず、そのお客様が保安業務に協力しない場合であって、そのガス工作物が公共の安全の確保上特に重要なものであるときには、経済産業大臣が当該所有者および占有者に協力するよう勧告できること

15. 供給施設等の検査

・お客様は、供給施設等の検査について、次の事項を承諾するものとし、

- (1) お客様は、一般ガス導管事業者にガスメーターの計量の検査を請求することができます。この場合、お客様は、当社に申し出ていただき、当社は本ガス小売事業者を通じて、一般ガス導管事業者に検査の請求をするものとし、検査料はお客様の負担といたします。ただし、検査の結果、ガスメーターの誤差が計量法で定める使用公差をこえている場合には、検査料は一般ガス導管事業者が負担します。
- (2) お客様は、内管、昇圧供給装置、ガス栓、お客様のために設置されるガス遮断装置または整圧器等が法令等に定める基準に適合しているかについての検査を一般ガス導管事業者に請求することができます。この場合、検査の結果、ガス事業法令に定める基準に適合しているかどうかにかかわらず、検査料はお客様の負担といたします。
- (3) お客様は、(1)および(2)に規定する検査を行う場合は、自ら立ち合い、または当社および一般ガス導管事業者が認める代理人を立ち会わせることができます。

16. ガス事故の報告

- ・お客様は、消費段階における事故が発生した場合には、一般ガス導管事業者が事故現場で把握した情報を当社および本ガス小売事業者に提供することについて、承諾するものといたします。

17. 供給方法および工事

- ・一般ガス導管事業者が維持および運用する供給設備を介してお客様がガスの供給を受ける場合の供給の方法および工事については、一般ガス導管事業者が定める託送供給約款に定めるところによるものといたします。

18. 需給契約の廃止または解約にともなう費用相当額の申受け

- ・お客様が需給契約を廃止する場合、当社が需給契約を解約する場合またはその他の理由によって需給契約が消滅する場合には、当社は、需給契約の廃止、解約または消滅に要する費用に相当する金額を申し受けます。この場合、当該金額は、需給契約の廃止、解約または消滅の日の前日を含むガス料金の算定期間のガス料金の支払期日までに、そのガス料金とあわせてお支払いいただきます。

19. 当社による契約の変更や解除、供給の停止や中止について

- ・当社は、託送供給約款の変更、関係法令等の改正、社会・経済情勢の変動等により当社が必要と判断した場合には、当社が定める約款等およびガス料金メニュー等を変更する場合があります。その場合には、改定の内容及び改定の実施日を、改定の実施日までに WEB ページ (<https://broad-networks.jp>) に一定期間掲載する方法、電子的方法、または書面にて通知するものとします。
- ・お客様が次のいずれかに該当した場合には、予告なく契約の解除や、本ガス小売事業者を通じて供給の停止や中止を行う場合、事前に書面または電子的方法による通知を行った上で当社の定めた期日までにその理由となった事実が解消されない場合には契約の解除、供給の停止や中止を行う場合があります。
 - イ お客様が、本サービスおよび当社または株式会社インソムニアが提供するその他のサービスの申込みにおいて、契約者および申込者の氏名、住所、電話番号、メールアドレス、お支払情報、ガスの使用開始を行う時期等に関して事実と反する申出を行った場合。
 - ロ 他人になりすまして本サービスおよび当社または株式会社インソムニアが提供するその他のサービスを利用した場合
 - ハ 他人の権利を侵害し、公序良俗もしくは法令に反し、または他人の利益を害する態様で本サービスを使用した場合
 - ニ ガス工作物の改変等によって不正にガス工作物を使用し、またはガスを使用される場合
 - ホ お客様の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ヘ 当社および一般ガス導管事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ト ガスの使用に伴うお客様の協力が得られない場合
 - チ お客様が本サービスの料金を支払期日からさらに 20 日経過してもなお支払われない場合
 - リ お客様が他の需給契約（既に消滅しているものを含みます。）の料金を支払期日からさらに 20 日経過してなお支払われない場合
 - ヌ 当社または株式会社インソムニアに対して支払いを要することになった債務を期日までに履行しない場合
 - ル 約款等によって支払いを要することとなった料金以外の債務（延滞利息、違約金、工事費負担金その他の約款等から生ずる金銭債務をいいます。）を支払われない場合
 - ヲ その他、お客様が本書および約款等に違反した場合
- ・お客様が、本契約の廃止の通知をせずに、契約中の本サービス利用場所から移転していることが明らかな場合には、当社が需給を終了させるための処置を行った日に契約は消滅するものといたします

20. 損害賠償の免責

- ・ガスの需給はすべて、供給設備を維持及び運用する一般ガス導管事業者が自らの託送供給約款に基づき行います。そのため、ガスの供給の中止、使用の制限、供給の停止、需給契約の解除、ガス漏れその他の事故があっても、それが当社の責めとならない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。
- ・一般ガス導管事業者が維持及び運用しているガス工作物、ガス機器その他の設備について、当社はお客様に対して何らの責任を負いません。
- ・一般ガス導管事業者の責めとなる理由があることをもって、当社の責めとなる理由があることにはならないものとします。

その他の免責事項については約款等をご確認ください。

21. 電子交付について

当社は、重要事項説明書、約款等、各種説明書、各種案内等の内容を、書面、または WEB ページに記載、電子メール等の当社所定の電磁的方法によりお客様に交付する場合があります。

22. 本契約の終了時の措置

- ・当社と本ガス小売事業者との取次委託契約が解除その他の理由により終了、または当社自身が小売ガス事業者となってガスを供給しようとする場合、当社との本契約にもとづくガスの供給の主体は、当社自身、または本ガス小売事業者または本ガス小売事業者が指定するガス小売事業者等に、当社または本ガス小売事業者の事前通知の上で変更となります。その場合、変更後の供給条件は変更前のものと同等とします。

23. 取次委託契約終了時の措置

- ・当社が本契約を解除する場合、当社および本ガス小売事業者は、解約日に需給を終了させるための適当な処置（メーターガス栓の閉栓その他ガスの供給を遮断すること等をいいます。）を行います。
- ・お客様は、本契約の消滅後、一般ガス導管事業者がガスメーター等の一般ガス導管事業者所有の供給施設を、引き続き置かせていただくことがあることについて承諾するものとします。

24. ガス取次事業者・小売ガス事業者について

●取次事業者	●小売ガス事業者
ISエナジー株式会社 代表者：伊左治佳孝 住所：大阪市中央区島之内1-4-32 電話番号：06-7777-2415 受付時間：10:00～19:00(土日祝・年末年始・長期休暇を除く) ※ご契約に関するお問い合わせについては、こちらまでお願いします。	【東京ガスエリア・大阪ガスエリア】 株式会社グローバルエンジニアリング(小売ガス事業者登録番号：A0076) 住所：福岡県福岡市東区香椎1-1-1 ニシコーリビング香椎2F 電話番号：092-692-7548 受付時間：9:00～17:30(平日のみ) 【東邦ガスエリア】 株式会社サイサン(小売ガス事業者登録番号：A0023) 住所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-11-5 電話番号：0120-41-3130 受付時間：24時間 ※契約に関してはISエナジー株式会社にお問合せ下さい

25. 債権譲渡について

- ・当社は、お客様に対する債権を、株式会社インソムニアおよび当社が指定する第三者に譲渡する場合があります。お客様はあらかじめこれを承諾します。
- ・媒介代理店を通じてガス料金等をお支払いいただくお客様については、当社が料金債権等（ガス料金、保証金、契約超過金、違約金、工事費負担金その他、約款等から生ずる金銭債権をいいます）を、当該媒介代理店に譲渡することがあります。当該債権譲渡について、お客様は本サービスの申込みをもってあらかじめ同意したものとし、当社及び当該媒介代理店は、お客様への個別の通知又は譲渡承諾の請求を省略できるものとします。
- ・上記の規定により譲渡する債権に関する取扱いは、本書および約款等の定めによらず、お客様と媒介代理店の定めるところによることができるものとします。
- ・お客様は、当社が媒介代理店へ債権を譲渡する場合において、当該媒介代理店が当該債権の行使が出来るようにするという目的のため、お客様の氏名、住所、生年月日、電話番号、メールアドレス、金融機関の口座情報、クレジットカードの情報（媒介代理店がお客様へガス料金を請求するために必要な情報であって、当社が別に定めるものに限ります）を当社が当該媒介代理店へ提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。
- ・お客様は、当社が媒介代理店へ譲渡した債権に係る情報（お客様から当該媒介代理店への支払状況に関するものであって、当社が別に定めるものに限ります）を当該媒介代理店が当社に提供する場合があることにあらかじめ同意するものとします。

26. 約款および規約について

- ・本サービスには、ブロードネットワークス会員規約およびブロードネットワークス会員規約を構成する IS ガス需給約款が適用されます。また、お申込を頂いたサービスによって、コンテンツサービス基本契約約款や各コンテンツサービスの契約約款、その他の規約や約款が適用されます。

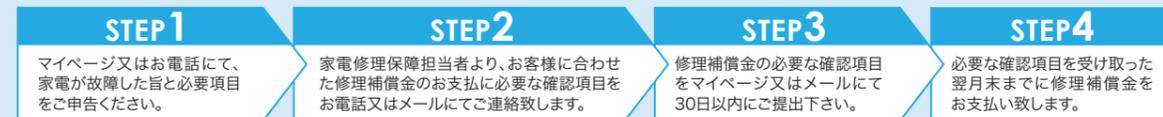
27. その他

- ・当社とご契約いただくことに伴い、現在ご契約中の小売ガス事業者との間で契約途中の解約金等が発生する場合や、ポイント等が失効する可能性があります。詳しくは現在ご契約中の小売ガス事業者にお問合せ下さい。

家電修理補償サービス

エアコン・冷蔵庫・洗濯機・ガスコンロが故障した場合
 修理費用を最大**20,000**円^(税込)まで負担

▶ 家電修理補償サービスの流れ



※新品で購入した商品のみが対象です。※本サービスの提供には保証書および購入時期を証明できる書面が必要です（保証書に購入年月日の記載がある場合、その他の書面は不要です。）。※購入時点から5年間を経過するまでが本サービスの提供期間となります。提供期間は各対応機器のそれぞれの購入時点から起算します。※本サービスは修理費用を負担するサービスです。修理を行わない場合や修理費用が発生しなかった場合には本サービスを提供することができません。※修理を断られた場合、商品の購入費用を最大20,000円（税込）まで負担いたします。その場合、修理を行えない旨を記した書面の提出が必要です。※一度利用すると、利用した日の属する月の月末まで本サービスは自動的に終了となります。※業務用機器は対象外となります。※無料期間内の故障および請求は本サービスにおける補償の対象外となります。

最大2か月間
 月額料金無料
 月額 **600**円
 (税込660円)

※対応範囲やサービスの詳細についてはブロードネットワークス会員規約や約款等をご確認下さい。※コンテンツサービスは、ISガスの利用開始日の属する月から翌月末までは無料期間となります。※事業用途でISガスをご契約の場合、家電修理補償サービスを契約頂くことはできません。※家電修理補償サービスはクーリングオフの対象です。※家電修理補償サービスの費用の日割りは行いません。解約月の月額料金は全額が請求となります。※家電修理補償サービスの提供元は株式会社インソムニアです。家電修理補償サービスの提供に必要な情報および利用結果を株式会社インソムニアと共同利用いたします。※ISガスと同時に契約した家電修理補償サービスの契約期間はISガスの利用開始日から契約終了日までですが、お客様の申し出により、本サービスまたはISガスのみを解約することが可能です。

契約解除（クーリングオフ）に関する事項

「特定商取引に関する法律」（昭和五十一年法律第五十七号）に規定されている「訪問販売」、「電話勧誘販売」により契約締結された場合は、本サービスはクーリングオフの対象となります。
 お客様が契約解除（クーリングオフ）を行おうとする場合には、以下の内容を十分お読みください。

- ① お客様が訪問販売または電話勧誘販売でご契約された場合、本書面を受領した日から起算して8日を経過する日までの間は、書面により契約の申込みの撤回または契約の解除を行うこと（以下「クーリングオフ」といいます）ができます。
- ② ①に記載した事項にかかわらず、クーリングオフの行使を妨げるために当社が不実のことを告げる行為をしたことによりお客さまが誤認をし、または威迫したことにより困惑し、これらによってクーリングオフを行わなかった場合には、当社からクーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から起算して8日を経過するまでは、お客さまは、書面によりクーリングオフを行うことができます。
- ③ クーリングオフは、クーリングオフする旨の書面を発送した時に、または下記の電話番号に電話を行いクーリングオフの旨を申し出た時に、その効力を生じます。
- ④ クーリングを行った場合においては、当社は、クーリングオフに伴う損害賠償または違約金を請求いたしません。
- ⑤ クーリングオフを行った場合には、既に契約に基づきガスが提供されたときにおいても、当該ガスに係る対価その他の金銭の支払を請求いたしません。
- ⑥ クーリングオフを行った場合において、契約に関連して金銭を受領しているときは、当社は、速やかに、その全額を返還いたします。
- ⑦ クーリングオフを行った場合において、契約に係るガスの提供に伴いお客さま等（特定商取引に関する法律第9条第1項または同法第24条第1項の申込者等をいいます）の土地または建物その他の工作物の現状が変更されたときは、当社に対し、その原状回復に必要な措置を無償で講ずることを請求することができます。

クーリングオフをご希望の方はいずれかの方法でご連絡下さい。

電話によるご連絡

ブロードネットワークスサポートセンター

06-7777-2415

営業時間 10:00～19:00
 （土日祝、年末年始、長期休暇を除く）

※お電話でクーリングオフの手続きが完了したお客様は、書面での申請は不要です。

または

書面によるご連絡

下記の内容を書面にご記載いただき、ご郵送ください。

1. 契約者様氏名
2. 契約住所
3. 連絡先電話番号
4. クーリングオフを行うサービス名称
5. クーリングオフを行う旨

※ご記載頂く用紙に定めはございません。

【郵送先】

〒542-0082 大阪市中央区島之内1-4-32 ホワイティ島之内5F
 ISエナジー株式会社 宛

※当社ではお客様の利便性の点から、電話でのクーリングオフの受付も行っております。
 ※お電話でクーリングオフの手続きが完了したお客様は、書面での申請は不要です。
 ※書類に不備がある場合、お電話等でご連絡が入る場合がございます。